

中小企業大学校(仙台校)講座受講促進助成金交付要綱

平成6年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 中小企業大学校(仙台校)は、中小企業の経営者や管理者等を対象として、経営資源の充実や人的能力の開発・向上を図るために設立された研修施設である。公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、中小企業である貨物自動車運送事業者の経営者や管理者等が中小企業大学校(仙台校)の講座を受講した場合、その費用の一部を助成することにより、貨物自動車運送事業の経営基盤を強化することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、経営者や管理者等が次条に定める研修施設の講座を受講する貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)で、中小企業者とする。

※中小企業者とは中小企業基本法による中小企業者とする。

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は、中小企業大学校(仙台校)とする。

なお、事業者の最寄校での受講を原則とするが、仙台校以外での中小企業大学校の講座を受講する場合は、事前に宮ト協へ連絡する。

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、全日本トラック協会が指定する講座とする。(別表 助成対象一覧)

(助成金額)

第5条 助成金額は、受講料の3分の2の額とする。受講者が宮ト協青年部員の場合は、受講料の全額を助成する。

なお、1事業者の助成人数は10名を限度とする。

(助成適否の事前確認)

第6条 事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に宮ト協の確認を得なければならない。確認を得たら、研修施設へ受講申込み(予約)を行う。

(助成金交付の申請)

第7条 令和5年度の研修について、前条の確認を得た事業者は、様式1「中小企業大学校(仙台校)講座受講助成申込書」により助成金交付の申請をする。【事前申請】

受付期間は、令和6年4月1日から令和7年2月2日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第8条 事業者は、受講修了後7日以内に、様式2「中小企業大学校(仙台校)講座受講実施報告書」(以下「報告書」という)により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

2 2月の研修も助成対象になるが、令和7年2月28日までに、前項の規定による実績報告を提出できる研修でなければ、助成金交付を受けることができない。

(助成金の交付)

第9条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(申請の取下)

第10条 事業者が、第7条に基づく申込みを取下げの場合は、受講開始前に宮ト協に対して、様式3「中小企業大学校(仙台校)講座受講助成申込取下書」を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第12条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第13条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和6年4月1日から施行する。